

令和6年度 第1回岩手県建築審査会 議事録

1 開催日時

令和6年6月19日（水） 午前10時00分から午前11時45分まで

2 開催場所

岩手県庁9階 会議室

3 出席者

【委員5名 敬称略】

中村 孝幸（会長）

漆戸 宏宣（リモート）

佐藤 あすか

山崎 朗子

谷本 真佑

【事務局】

参事兼建築住宅課総括課長 高井 知行

建築指導課長 佐藤 英明

その他関係職員

【関係機関】

岩手県教育委員会事務局教育企画室（議事録中、「教育企画室」）

矢巾町未来戦略課（議事録中、「矢巾町」）

4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 0名

(2) 傍聴者 1名

5 議事等

(1) 開会

（建築指導課長）

定刻となりましたので、ただいまより、令和6年度第1回岩手県建築審査会を開催いたします。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます建築住宅課建築指導課長の佐藤と申します。よろしくお願いたします。

本日は、委員5名の御出席をいただいておりますので岩手県建築審査会条例第3条第2項の規定を満たし、当審査会が成立していることを御報告します。

なお、今回は、オンライン併用での開催となりますが、万が一通信回線状況等の影響により審議に参

加できない場合、採決の意思表示が確認できないと判断させていただく場合がございますが、御了承願います。

それでは、審査会の開催にあたりまして、参事兼建築住宅課総括課長の高井より御挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

(参事兼建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

(建築指導課長)

【配布資料の確認を実施】

(3) 議題

(建築指導課長)

それでは、議事次第第3、議題に入らせていただきますが、審査会の議長は岩手県建築審査会条例第3条第1項の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは中村会長に議事の進行をお願いいたします。

(中村会長)

【挨拶省略】

(中村会長)

始めに、議事録署名人を指名したいと思いますが、岩手県建築審査会運営要綱第2条により、議長である私から指名させていただきます。本日の審査会の議事録署名人は、佐藤委員と谷本委員のお二人にお願いします。

次に、本日の審査会の公開・非公開について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

本日の審査会の公開・非公開について説明いたします。

本日は、次第に記載のとおり、諮問事項が2件、報告事項が1件でございます。

まず、諮問事項のア、矢巾町の、建築基準法第48条第3項ただし書の規定に基づく建築物の許可につきましては、地方公共団体の案件であることから、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(3)に基づき公開することとします。

次に、諮問事項のイ、北上市の、建築基準法第48条第9項ただし書の規定に基づく建築物の許可につきましては、先ほどの基準の、1の(1)、個人の案件に該当するため、非公開といたします。

最後に、報告事項、建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準により許可をなした案件につきましては、個人情報が含まれており、同基準の1の(1)に該当するため非公開といたします。

以上で、説明を終わります。

(中村会長)

それでは、議題(1) 諮問事項のア、については公開することとします。議題(1) 諮問事項のイ、議題(2) 報告事項については非公開とします。

皆様、御異議ございませんでしょうか。

〔各委員異議なし〕

(中村会長)

御異議がないようですので、そのようにいたします。

議題(1) 諮問事項 ア

建築基準法第 48 条第 3 項ただし書の規定に基づく建築物の許可について (矢巾町)

(中村会長)

それでは、議事に入ります。

議題(1) 諮問事項 ア、建築基準法第 48 条第 3 項ただし書の規定に基づく建築物の許可について、矢巾町の物件です。これについて、事務局から説明をお願いするんですけれども、住民の方から意見書が届いておりますので、説明の途中で御紹介させていただきます。公聴会についての県の説明は、そのあと、説明をお願いします。ですから、その手前のところまでを説明いただきます。

それから、通常、高等学校の体育館であれば、建築審査会が必要ないものと考えますけれども、今回、審査会にかけることが必要となった経緯について、委員の方に分かるように説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、諮問事項アの許可につきまして説明いたします。

はじめに資料についてです。資料は事前にお配りしておりましたが、資料 P20～22 を追加させていただきます。

それでは、今回の許可手続の流れについて、説明いたします。

資料 1 ページを御覧ください。

令和 6 年 6 月 17 日付で岩手県知事から岩手県建築審査会に対し同意を求める文書でございます。

申請者である県から、令和 6 年 4 月 3 日に、特定行政庁の県に対し許可申請書の提出があったものであり、同意を求める理由としては、体育館については、原則、第 1 種中高層住居専用地域に建築してはならない建築物に該当することから、建築基準法第 48 条第 3 項ただし書の規定に基づく許可が必要となったものです。

続いて、資料の 2 ページを御覧ください。

今回の許可手続の流れについてですが、申請者から①の許可申請の提出がありましたので、②許可申請書受付及び審査、③公聴会開催手続及び開催案内送付して、④の公開による意見の聴取の公告を行い、5 月 27 日に⑤公開による意見の聴取を行っています。⑥が本日開催している建築審査会となり、結果を受けまして、許可又は不許可の手続となります。

資料の 3 ページを御覧ください。

建築基準法第48条各項に規定する用途地域内においては、各用途地域ごとに建てられる建築物と建てられない建築物が定められておりますが、各項ただし書きにより、それぞれの用途地域の環境や利便性を害するおそれがないと認められる場合は特例許可をすることができることとなっております。

第1種中高層住居専用地域においては、同条第3項の規定により別表第2(は)項に掲げる建築物以外は建築してはならないことが明記してあります。

別表第2(は)項一号により、(い)項四号の高等学校に類するものは建築できますが、今回の計画は、学校の体育館として利用するほか、学校以外の活動でも利用する体育館となりますので、高等学校に類するものとならないため、原則建築することはできません。

しかし、同条第3項のただし書きにより、特定行政庁が「第1種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害する恐れがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りではない」とあり、この場合は、建築することができるという規定となっております。それでは、申請内容について説明します。

資料の6ページを御覧ください。

申請敷地と用途地域の関係でございます。地名地番は、紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割地内。右下の点線で示す今回の計画敷地は、第1種中高層住居専用地域となっており、矢幅駅から南東側に1.0kmほど位置した不来方高校に近接した位置、西側が不来方高校のグラウンド、東及び北側に住宅地が隣接した敷地です。なお、建築基準法第22条の屋根不燃区域にも指定されております。

資料の5ページを御覧ください。

建築物の概要は、敷地面積、6,581.16㎡で、用途は体育館、構造は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て、延床面積は3,397.70㎡、最高の高さは13.7m、計画建築物棟数は1棟、建蔽率、容積率は、資料のとおりです。

ここで、当該敷地に計画した経緯と利用方法について説明します。令和7年4月に岩手県立盛岡南高等学校と岩手県立不来方高等学校が統合し、現不来方高等学校校舎を活用し、盛岡地区統合新設校として開校します。

統合後、現在の不来方高等学校にある、第1体育館、第2体育館のみでは、授業や部活動等で使用する体育施設が不足するため、教育環境の充実が課題となっております。

一方、矢巾町には、既存の3つの体育館等がありますが、いずれの施設においても、稼働率が高く、町民のニーズに十分に答えられていない状況、岩崎川の河川改修により不要となった旧遊水地の活用が課題でした。

このような状況から、県と矢巾町の双方が抱える課題を解決するため、検討委員会を立ち上げ、県、矢巾町、学校が協議を重ね、共同で検討した結果、県と矢巾町が共創により、新たな施設を整備する方針となったものです。検討委員会のほかに、ワークショップを行い、学校の教育活動への利用、地域住民等の健康増進活動等への利用、学校と地域との共創の場となるよう、建築物の室や大きさを計画したところです。

施設は学校施設としての利用が主であり、学校が使用していない時間帯に地域住民の利用を予定しております。また、避難所指定を予定しており、大規模災害時には周辺住民の皆様の避難所としての活用を見込んでいるものです。

以上のことから、敷地の位置は、生徒、教職員らが校舎から道路を横断することなくアプローチでき、

学校教育カリキュラム運営上で安全面や利便性が高いこと、現不來方高等学校の敷地と隣接していること、また、町民が利用しやすいよう矢巾町中心部のアクセスが良好な場所に、町民が利用する体育館を整備するものです。

資料の7ページを御覧ください。

敷地における建物の配置図となります。左が北方向で、下が西方向の学校のグラウンド側です。敷地は、西側以外の3面が町道に接しています。道路を挟み、北側及び東側に住宅地が広がっています。地盤高さは、現地盤高さと同程度とし、盛土等は進入路部分以外行わず、周辺敷地の道路やグラウンドより1m程度低い地盤となっていて、住宅地側への雨水等の流出を防いでいます。なお、敷地内の排水は貯留浸透施設を設け、仮にこの施設で処理できない降雨があった場合は、自動排水ポンプで敷地外の水路に排水する計画です。

建築物の位置は、住宅地側の道路境界線から東は約8m、北は約23mセットバックした位置です。メインのアプローチは南側とし、利用者駐車場をマイクロバス4台、乗用車10台程度を計画しています。高校からのアプローチは、主に屋外階段4からを計画しています。

次に、8ページを御覧ください。

1階平面図になります。住宅地とは反対側の屋外西側にボルダリングスペース、屋内北側にアリーナ、東側にボクシング場、トレーニング室が計画されています。

9ページを御覧ください。

2階平面図になります。グラウンドからは屋外階段4からアプローチし、西側にメインエントランス、南側に体育教員室に利用する管理事務所、研修室を計画しています。

以上の1、2階の諸室やスペースは、学校として利用するために計画されたものであり、町民体育館専用で設けられた室ではありません。

10ページを御覧ください。

屋根伏図です。屋根勾配を緩やかにし、雪を地盤面に落とさない計画としています。南側の陸屋根部分に配置する室外機等の設備を消音ルーバー内に計画しています。

11ページを御覧ください。

立面図です。上段北側立面図及び中段左の東側立面図は、住宅地から見たものです。体育館の利用は夜9時までとなっており、学校の体育館での利用時間よりも長い想定です。そのため、夜間照明が外部に漏れることや騒音防止のため、北面には窓を配置せず、東面も窓の面積を最小限にし、遮光ロールスクリーン等を計画しています。電波障害については、シミュレーションにより障害が起きない計画としています。

12ページを御覧ください。

断面図です。上段断面図は、建物を南北に切ったものです。南側屋根面が陸屋根となっており、空調機等の室外機がありますが、消音ルーバーを設置し、空調機等の騒音振動を低減し、騒音予測結果でも基準値内とする計画です。

13ページを御覧ください。

外観パースです。敷地南側からの交差点から見た外観のイメージです。

申請内容の説明は以上です。

次に、公聴会の扱いについて説明します。

14 ページを御覧ください。

公開による意見の聴取の際に提出された意見への対応です。建築基準法第 48 条第 3 項の規定により、ただし書の許可をする場合には、あらかじめ、利害関係を有する者から公開による意見の聴取をすることとされています。「利害関係を有する者」の範囲については、県では昭和 48 年の行政例規による「敷地の周囲 100m 以内に土地建物を所有する者」及び「敷地の周囲 100m 以内に居住する者」として運用しております。

先ほども申し上げましたが、公開による意見の聴取については、令和 6 年 5 月 27 日に矢巾三区公民館にて開催しております。

当日は利害関係者 9 名の御出席をいただき、意見の提出がありました。当日の意見と申請者の対応についての一覧表をまとめたものが 14～16 ページとなります。

(中村会長)

公聴会での意見を紹介するまえに、地域住民の方から岩手県建築審査会会長あての文書が来ておりましたので、紹介したいと思います。

「岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築に関して、岩手県と矢巾町の共創による、不足する新設高校の部活動の場及び町民スポーツの交流の場の提供という理念の方向性には概ね賛同するものの、本案件については、以下のように意見を申し入れる。」とのことです。説明会と事業の進め方について、建物の具体的な規模について等が、要望されておりますので、目を通していただければと存じます。

説明会の対応については、いろいろ御意見が出ているように、審査会にかけるときの説明会ということで開催されたため、事業計画が大分進んでからなされたという点もあって、地域の方との意見の相違があらうかと思えます。

事業自体は、河北新報の記事によると、2023 年 3 月 16 日に、屋内運動施設を学校に近接した遊水地に計画するということが出ておまして、情報が全て開示されていたわけではないとは考えております。

そこで、学校のための体育館であればそもそも審査会にかける必要はないので、教育委員会のほうから、町民利用の施設として決めた経緯について、御説明いただければと思います。

(教育企画室)

経緯については先ほど事務局からも説明ありましたが、令和 7 年度に不来方高校と南高校を統合することとなりまして、1 学年 8 クラス、3 学年合わせると 960 名となり、非常に規模の大きい学校となる。

今の施設の規模だと、部活動、体育の授業等に支障が生じるため、我々としては、もう一つ体育館が必要と考えました。

今回、建設を計画している場所が、町が所有している土地で、なかなか利用されずに遊休地として残っていました。

また、町に 3 つの体育館がありますが、夜間、土日の稼働率が非常に高く、町民のニーズに応えられていないという課題もあり、県と町と学校の三者で検討委員会を重ねてきたという経緯がございました。

それから、当初はハンドボールコートが 2 面確保できる大きさが我々としては作りたいという思いがございましたし、町からは、健康増進施設ということで、栄養管理室等も欲しいという話もあったのですが、令和 5 年度に 2 回ほど住民説明会を開催し、やはり、高さを低くしてほしいという御要望がござ

いましたので、我々としては住民の皆様の御意見を取り入れて設計をしてきた、ということになります。

令和5年度の説明会のときには、一部の世帯の方からは強い反対がありましたが、その他の方からは概ね賛同があったものと我々は認識しています。

(中村会長)

ありがとうございます。併せて矢巾町の方にお伺いしたいのですが、議会等での説明において、議員の方から本事業に対する御意見等について、御紹介をお願いします。

(矢巾町)

令和5年度において、一度、全員協議会を実施しております。その際に本共創プロジェクトの説明をいたしました。議員の方からは特に反対意見は出なかったものと承知しております。

(中村会長)

ありがとうございます。一方、国土交通省からは、用途地域における建築物の用途制限の緩和については、ある程度、世の中の流れで行っていくべきであるという通知も出ておまして、これは委員の方に回覧させていただきます。

それでは、住民の方からの意見について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案書17ページを御覧ください。

公聴会では多数の意見があったため、分類ごとに整理し、検討結果を追加しています。主に5つに分類しています。左から、意見、申請者である教育企画室の対応・見解、許可の事務局である建築住宅課の検討結果を記載しています。

1つ目は、眺望を阻害しないでほしい、建築物の高さを低くしてほしいなど景観に対する意見です。

ここで、追加資料の20ページを御覧ください。

令和5年8月23日の説明会時点は緑色、令和6年5月27日の公聴会時点は青色、現在は黒の位置です。配置の変遷を表現したものです。

位置について、申請者は住民説明会、公聴会開催後、詳細設計を進めるなかで、近隣住民の意見により、段階的に、住宅地側の道路境界線から離す位置に変更しています。

次に、追加資料の21ページを御覧ください。

同じく、令和5年8月23日の説明会時点は緑色、現在は黒の位置で、高さや大きさの変遷を表現したものです。

高さについては、体育館という施設の特徴から競技に必要な天井高さと大きさの確保は必要なものの、住宅地からの高さを抑え、大きさや諸室を再検討し、必要最小限に抑えた対応を行っていることから、意見に配慮しています。

続いて、追加資料の22ページを御覧ください。

日影図です。建物を建設することによって生ずる日影の位置を示したものです。住宅地の東側及び北側に日影が生じる時間があるものの、日影や高さの規制は建築基準法で規定されており、先ほどお話し

したとおり、高さを抑え、位置を住宅地側からセットバックすることにより、意見に配慮しております。

次に、意見の2つ目は、ほかに計画している学校の施設の建設場所と交換できないか、建設地を他の場所にできないかなど、敷地選定に対する意見です。県といたしましては、敷地の選定には、町民の利用のしやすさ、校舎から生徒が安全に移動できる動線の確保、体育施設が整備可能な敷地規模と形状・土地の取得のしやすさが必要なことから、町の中心部で多くの町民がアクセスしやすく、学校の敷地に隣接した当該敷地に計画した、安全性、アクセス性、コストの観点から敷地の優位性が認められることから、許可に際して支障がないと考えています。

次に18ページを御覧ください。

3つ目の意見は、環境影響評価の実施の要望、交通量増加に対する騒音や排気ガス、交通事故の懸念、施設の防音対策を希望する一方、人の声に活力を感じるとの意見、建築物による日影発生による除雪の要望や、桜を植栽するなど憩いの場として整備してほしいなど周辺環境に対する意見です。

騒音については、建物外での活動は小規模なボルダリングスペースに限られ、住宅地と反対側に配置していること、施設に冷暖房を完備することにより窓を開けず利用可能なこと、人の声等の騒音の軽減が図られています。空調機器等については、消音ルーバーを設置し、騒音予測結果により基準値以下としていることで、周囲の環境を害する恐れがない計画となっています。

学校以外の利用に生じる、夜間照明については、住宅地側の北面には窓を設けず、東面には最小限の面積かつ設置面を外壁より奥まった位置に窓を配置し、ブラインド等により照明の光が外部に極力漏れない対策をしており、周囲の住環境へ最大限配慮した計画となっております。

利用者駐車場を南側に配置し、幅員12mの南側道路からの出入りをメインとした計画で、利用規模に応じた駐車場を配置しており住宅地への車両の抑制を図り、安全で円滑な交通の確保ができております。

植栽については、ヤマザクラ等を計画し、憩いの場となるよう配慮されています。

19ページを御覧ください。

4つ目の意見は、マイクロバス昇降時の騒音トラブルや、地盤が道路から低いことにより死角が生じ、迷惑行為が発生する懸念、夜間も一定の明るさを確保してほしいとの防犯に対する意見です。

この意見に対しては防犯カメラ、街灯の設置を予定しており、位置についても意見のあった効果が発揮される場所を検討していることから、申請者との協議により解決が図られるものと考えております。

5つ目は、申請者が行っている説明会で要望した意見がどう反映されたかの説明が不十分、住民が納得できる説明で、意見がまとめられたうえで進めるべき、行政間での情報共有の徹底の希望、体育館の開館スケジュールや工事車両は大きなものは避けてほしいという、手続や運用などに対する意見です。

意見に対しては、進め方については課題がありましたが、今後、情報共有を図りながら、申請者で説明を実施する予定であること、今後の運用や施工中の計画については、詳細を検討していく際に、関係者との協議で理解が図られるものと考えています。

いただいた意見については以上です。

(中村会長)

ありがとうございます。法第48条第3項の規定では、建物の面積や高さなどが固まったうえで建築審査会に諮ることとなっており、基本設計段階では審査会を開くことはできないので、そこは御理解ください。

事務局からは説明いただきましたので、順次、気になるところや質問があればお伺いしたいと思います。

建築の設計の立場から言いますと、先ほど配布されました20ページからの資料によると、当初は敷地をフルに使ったといえますが、道路に近いところまで利用した計画であったものを、令和5年8月23日時点でそれを見直して、青点線の令和6年4月の形に規模を縮小したという流れが分かります。

さらに今回、東側との離隔をとるように配置を変更しているということは理解できます。

それから、次のページを見ると、ハンドボール場としての設置基準を守るために計画された、高さ9mを確保した断面ということで、こういう形になっておりますけれども、敷地の盛土等は計画してないので、おおよそ1mから1.2mぐらいは、道路からは低い地盤面で計画されているということが分かります。

その他、細かいことでもいいので、御意見御質問をどうぞ。

(佐藤委員)

良好な住環境を害する恐れがないと認めて公益上やむを得ないと認めたときに許可するという法の条文になっているようです。それで、公聴会で出た意見などに対して、いろいろ対応した上で県の検討結果も先ほど御説明していただいたかと思えます。

ちょっとわからなかったのは、18ページの7-④で、交通の件は確かに一般の方が利用されると多少変わってくるのかなと思ひまして、一般利用で最大20~30人程度の利用を想定しているという記載があったのですが、これは何か根拠がある想定かどうかお聞きしたいのですが。

(矢巾町)

町の既存の体育施設の利用状況から、おおよそその一団体あたりの人数を想定したものです。

(佐藤委員)

前面道路の状況はわかりませんが、それぐらゐの利用であれば、渋滞が発生するような道路の道幅ではないという理解でよろしいでしょうか。

(矢巾町)

イベント等を実施する想定はございませんので、一度に多数の利用を見込んでいるものではありません。

(佐藤委員)

分かりました。

(中村会長)

併せて、車の利用に関してですけれども、現在敷地の南側と北側の2か所に車両の出入口を計画していますが、これについて地元の方から何か御要望御意見は出ていますか。

(教育企画室)

本計画では南側道路、図面でいうと右側を進入路として想定しています。これは東の住宅地側、図面でいうと上側の道路を通らずに、ここで完結するという計画にしております。住民説明会において、なるべく車の交通量を多くしてほしくない、という意見があつてこういう計画にしていますけども、公聴会の後に頂いた意見では北側からも進入したほうが利用しやすいのではないかという意見も逆にあつたところです。現時点では、当初の意見を尊重し、南側のみに進入路を設けているところです。

(中村会長)

通常利用は南側を考えているということでしょうか。

(教育企画室)

そのとおりです。やはり、何か事故があつたときや、工事で使えないとかもあるため2か所は設けておくべきということでの計画としています。

(谷本委員)

災害時の避難所という話もされていたので、そういう面では2か所あるほうがいいのかなど。

(中村会長)

子どもたちのアプローチは、グラウンド側、図面でいうと下側のスロープを利用してということですが、道路に一旦出ることなく、体育館が利用できるという計画になっています。

(佐藤委員)

日照権は住んでいる方も心配だと思います。その部分問題はないという話でしたが、もう少し詳しくお聞きしたかったのですが。

(教育企画室)

資料 22 ページを御覧ください。

こちらは、建築基準法でいう日影図となります。図面は見慣れていないとなかなか見づらいと思いますが、東側道路、図面でいうと上側の道路のあたりに、14:30、15:00 と書いているラインがありまして、このラインは、一年で一番影が長くなる冬至の日における影のシミュレーションとなります。

14:30 の上に、実線で 15:00 という線があります。15:00 頃は、ここまで影ができる、ということになります。

その後、15:30、16:00 とあり、このように影は伸びていきます。

冬至の日において、東側住宅地から見ると、大体 14:30 から 15:00 の間くらいから日が暮れるまでの間、影ができるということになります。

また、赤い線が 2 本あり、これが法律上検討しなければならないラインです。

建物に近いところで 4:00 とありますが、これは冬至の一日の中で 4 時間の日影となる部分です。

次に、2 本目の 2:30 とありますけども、一日の中で 2 時間半、日影となる部分です。

これらが、敷地の境界から5m、10mのラインの中で収まっていればよい、というのが建築基準法の基準ですが、すべて敷地内で収まっているという状況でございます。

(佐藤委員)

分かりました。

(中村会長)

漆戸委員は何かございますか。

(漆戸委員)

日影の件は先ほど説明がありましたので、私のほうから伺いたいことはありません。

(中村会長)

私のほうから、要望というか意見的なところになりますが、13ページのパースを見て、建物は質実剛健というかあまり派手さのない建物ですが、それは周辺環境を配慮してのことだと思いますが、色々な経緯があって配置計画が現在に落ち着いたところで、東側の住宅地に対しては敷地の余裕がございますよね。

それで、現在北側と南側に植栽の計画がされていますが、個人的には南側の植栽よりも、東側の住宅地に対する植栽を設けられる余裕が出てきたのではないかと考えます。南側についてはアプローチ側でもありますし、周辺に対する開放的な意味合いで南側の植栽を省いてでも、今回御迷惑をかける東側に植栽を施して、将来あまり建物が見えなくなるというと語弊がありますが、気にしなくても良くなるような形に配慮してほしいなと思います。

また、建物をもう少し南側に寄せられないかと思いましたが、検討を重ねて現在の位置に落ち着いているようなので、これ以上は難しいのかなと。

もし、植栽の見直しの中で配置計画について調整する余地があるのであれば、なるべく南側に建物を寄せていただいて、住宅地から少しでも離れるようにということを御配慮していただきたいと思いました。

その他、何か意見ございますか。

(佐藤委員)

意見ですけども、日影のことは建築基準法上問題がないということでお聞きしましたが、公聴会での意見の中で、これまでよりは日影の部分が出てくることで、除雪のことを心配されている意見があり、これについては「検討します」という回答でしたが、北側と東側については、可能な限り何か対応していただけるといいのかなと思って聞いておりました。

(教育企画室)

我々としては、もう一度住民の方に説明をしなければならぬのかなと思っています。色の話も出てきましたが、最初はあまり派手な色にしてほしくないという意見があったので、グレー色にしました。

逆に、大きな建物がグレー色だと与える印象が非常に強い、という意見もありましたので、そこは皆さんの意見も伺いながら今後進めていきたいという話をしています。何パターンか、こういった色ではどうでしょうか、と示しながら進めたいと思っています。

植栽についてはそのとおりだなと思って伺っていました。特に東側の住民の方から、意見をしっかり伺いながら進めたいと思います。

(中村会長)

外観パースについては、別の面から見ることも可能かと思うので、資料を調達しながら、要望に答えられるようにしてほしいと思います。

(教育企画室)

前回の説明会のときに、北側からのパースはお金がかかるためできませんという発言をしてしまいましたが、その後すぐに、北側からもパースでなくてイメージ図であれば出すことを検討しますという説明をその場でいたしました。その後検討した結果、すでに用意できていましたので、次の住民説明会等の機会の際に説明する予定です。

(中村会長)

是非県には丁寧に住民の方に対応していただきたいと思います。

漆戸委員は何か意見ございますでしょうか。

(漆戸委員)

最後に残るのが、眺望に関する意見だと思います。建物の位置を変えてほしいとか、そういう意見があったかと思いますが、正直なところ、眺望といいますか景色といいますか、そのあたりの理解は深まっているのでしょうか。

(中村会長)

どなたからも納得できるような眺望を確保するのは大変難しいと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

(教育企画室)

確かに、眺望のことをすごく気にされている方も結構いらっしゃいます。そういう意見も、相当数いただいているところです。そういう経緯もあって、高さをなるべく低くしながら、セットバックしながら、ということでこちらは考えてきたところです。

確かに、今まで山が見えていた方が、そのまま山が見えるかという、このぐらいの体育館ができないくらい、要は平屋とかそういう建物しか建てられないという状況になってしまいます。

体育館を建てるという計画の中では、眺望に関しては、本当に申し訳ないということになってしまっているというのが現状であります。

(中村会長)

逆の見方をしますと、今回の建築審査会という手続が必要になる建物であったため、住民の方の御意見御要望を聞いて、配置を変えたり高さを抑えたりということができているとも考えられます。

学校単独の施設の場合は、少し乱暴な感じになってしまいますが、審査会が必要ないので、説明会を何回か行っただけで建ってしまう、ということもあろうかと思えます。

今後とも植栽とか色彩とかを含めて、地元の方と話し合いをするということですので、そういう方向でいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

〔各委員から意見なし〕

(中村会長)

それでは、まとめに入りたいと思います。

議題(1) 諮問事項 ア、建築基準法第 48 条第 3 項ただし書の規定に基づく建築物の許可については、原案のとおり同意することで御異議はございませんか。

〔各委員異議なし〕

(中村会長)

御異議がないようですので、議題(1) 諮問事項 ア、につきまして、原案どおり同意することに決定いたしました。

それでは、教育委員会の方々、矢巾町の職員の方は退席して結構です。ありがとうございます。

議題(1) 諮問事項 イ

【非公開につき議事録省略】

議題(2) 報告事項

【非公開につき議事録省略】

(中村会長)

それでは、以上をもちまして議事は終了いたします。御協力ありがとうございました。以降の進行は事務局にお返しします。

(4) その他

(建築指導課長)

中村会長、議事の進行ありがとうございました。それでは、次第 4、その他となります。これまでの審議に対しまして、委員の皆様から御意見御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔各委員発言なし〕

(建築指導課長)

それでは、本日御審議いただきました議事につきまして、本審査会の同意をいただきましたので、審査会終了後、中村会長から答申書に岩手県建築審査会長印を押印いただきたいと思います。

また、議事録署名人に指名されました佐藤委員、谷本委員におかれましては、後日、準備ができ次第、議事録を発送させていただきますので、御署名のほど、よろしくお願いいたします。

(5) 閉会

(建築指導課長)

皆様、本日は大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回岩手県建築審査会を閉会いたします。

なお、本日の審査会資料の中で非公開といたしました資料につきましては、事務局が責任をもって処分いたしますので、その場に置いていただくようお願いいたします。オンラインで御参加された委員におかれましては、資料と同封いたしました返信用封筒を用いて御返送いただきますようお願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。